

【記載例】

環境保全協定書

藤岡市（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、乙が藤岡市●●●◇◇◇番地◇において行う事業活動に関し、公害のない良好な環境を保全するため次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 乙は、事業活動に伴う公害の防止について、公害関係法令及び本協定に定める規定について、誠意をもって遵守するとともに、最善の公害防止対策を実施し地域住民の健康と生活環境の保全に努めるものとする。

（大気汚染防止対策）

第2条 乙は、ばい煙及び粉じんによる大気汚染を防止するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び群馬県的生活環境を保全する条例（平成12年群馬県条例第50号）（以下「群馬県条例」という。）の排出基準を遵守するとともに、「群馬県が造成した工業団地等へ進出する企業に対する公害防止指導基準」（以下「群馬県指導基準」という。）を守るよう努めるものとする。

（水質汚濁防止対策）

第3条 乙は、排出水による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び群馬県条例の排水基準を遵守するとともに、群馬県指導基準を守るよう努めるものとする。

（騒音防止対策）

第4条 乙は、事業所より発生する騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規定に基づく規制基準の第4種区域の規準を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

（振動防止対策）

第5条 乙は、事業所より発生する振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づく規制基準の第2種区域の規準を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

（悪臭対策）

第6条 乙は、事業所より発生する悪臭については、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定に基づく規制基準の21区域の規準を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

【記載例】

(産業廃棄物処理対策)

第7条 乙は、事業活動に伴って生ずる廃棄物については、廃棄物の再生資源化に努めるものとし、廃棄物の保管及び処分に当たっては、適切な措置を講じ、公害防止に努めるものとする。

(化学物質等の汚染防止対策)

第8条 乙は、化学物質による環境の汚染を防止するため、適切な環境安全管理に努めるものとする。

2 乙は、ダイオキシン類による環境の汚染を防止するため、適切な防止対策に努めるものとする。

(環境の整備)

第9条 乙は、事業所内の緑化を推進するとともに、常に環境の美化に努め、自然景観との調和を図るよう努めるものとする。

2 乙は、地域住民が推進する環境保全の取組に協力するよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第10条 甲と乙は、それぞれの立場において、積極的に良好な環境の保全及び地球温暖化対策に協力し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に従い温室効果ガスの排出削減等に努めるものとする。

(事故時の措置)

第11条 乙は、機械等の故障、破損、その他の事故により住民の生活環境に係る被害が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに甲に対し連絡するものとする。

2 乙は、事故の拡大又は再発を防止するため、甲から必要な措置を講ずるよう要請のあったときは、直ちにこれに応じるものとする。

(損害補償)

第12条 乙は、その責に帰すべき理由により、地域住民や農作物等に被害を与えた場合には、誠意をもってその損害の補償に当たるものとする。

(関連企業に対する責務)

第13条 乙は、乙の事業所内の活動に関連して作業をする企業に対し、公害防止について積極的に指導及び監督を行うものとし、公害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、責任をもってその解決に当たるものとする。

(地下水の保全)

第14条 乙は、地下水を使用する場合は採取量を最小限にとどめるとともに、使用水の再利用を図り、節水に努めるものとする。

【記載例】

(報告及び調査)

第15条 甲は、この協定に基づき必要と認める場合は、乙に対して報告を求め、又は乙の事前の承諾をもって関係職員を事業所内に立入調査させることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による報告又は立入調査について、誠意をもって協力するものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲は、この協定に基づく報告及び調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(情報の公開)

第17条 乙は、地域住民に対し、環境に関する情報の共有及び相互理解の促進に努めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定める事項について疑義若しくは改定の必要が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通をそれぞれ保持する。

令和 年 月 日

甲 藤岡市中栗須327番地
藤岡市
藤岡市長 新井雅博

乙 藤岡市●●●◇◇◇番地◇
●●●●株式会社
代表取締役 □ □ □ □